

伊豆高原十字の園

虐待防止のための指針

施設・事業所

入居・居住系

- 特別養護老人ホーム伊豆高原十字の園
- 伊豆高原十字の園ショートステイ

通所・訪問系

- 伊豆高原十字の園デイサービスセンター
- 介護予防事業 デイサービスセンターやまびこ（通所型サービス）
- 伊豆高原十字の園ヘルパーステーション
- 障がい者居宅介護
- 居宅介護支援「伊豆高原十字の園」
- 対島地域地域包括支援センター
- 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

1 施設や事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

(1) 虐待防止に関する指針

伊豆高原十字の園は、「人格を尊重し、生きる喜び、生きる自由、生きる希望を創ります」を理念として利用者一人ひとりを大切に支援します。「虐待」はそれに全く反する行為であり、利用者の尊厳を踏みにじるものであるとともに、安心して安全な生活の現実的な脅威であり、最も重大な人権侵害です。私たち職員は絶対に虐待は行いません。その為、当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、権利利益の擁護に資することを目的に本指針を定め、虐待の防止とともに、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

(2) 虐待の定義

本指針でいう虐待とは、施設や事業所において、職員が意図的に利用者に対して不適切な対応をすることを言います。なお、利用者とは高齢者や障がい者など伊豆高原十字の園が支援するすべての方です。

I 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

<具体例>

①暴力的行為※

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに利用者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

緊急やむを得ない場合の例外（3原則）は（3）に記載

※身体的虐待における暴力的行為については、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができると解釈されます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）

II 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義

務を著しく怠ること。

<具体例>

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、利用者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・適切な体位の調整や栄養管理を怠る(その結果、褥瘡(床ずれ)ができたりしてしまうなど)。
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
 - ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など
- ② 利用者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など
- ③ 必要な用具の使用を限定し、利用者の要望や行動を制限させる行為
 - ・コール等を使用させない、手の届かないところに置く。
 - ・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など
- ④ 利用者の権利を無視した行為またはその行為の放置
 - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など

Ⅲ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

<具体例>

- ① 威嚇的な発言、態度
 - ・怒鳴る、罵る。
 - ・「ここ(施設・居宅)にいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など
- ② 侮辱的な発言、態度
 - ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
 - ・日常的にからかったり、「死ね」「ニンチ(認知症のこと)」など侮蔑的なことを言う。
 - ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
 - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ③ 利用者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
 - ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
 - ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
 - ・利用者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など

④利用者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など

⑤心理的に利用者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など

⑥その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

IV 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

<具体例>

- ・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

V 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

<具体例>

○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

（３）緊急やむを得ない場合の例外３原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病や障がい特性などを理解した上で身体拘束を行わ

ない支援をすること原則です。しかしながら、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ず一時的に「身体拘束」を行う場合があります。その場合は、以下の3つの要素のすべてを満たす必要があります。

- ①切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないこと。
- ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

但し、緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言い、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません。

(4) 拘束の種類と範囲

「拘束」とは、身体拘束及び対応的拘束（言葉等による拘束）を言います。

I. 身体拘束とは、利用者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することを言います。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

II. 対応的拘束とは、言葉などにより利用者に精神的マイナスを与えるような対応をすることを指します。（スピーチロック）

- 利用者に威圧的な言動、対応をすること。
- 利用者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等を行うこと。

2. 委員会の設置

伊豆高原十字の園は、虐待の防止のための対策を検討する委員会としての「虐待防止委員会」と身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会としての「身体拘束適正化検討委員会」を一体的に検討運営するために「権利擁護委員会」を設置し運営会議の中で運営します。

① 委員会の構成メンバー

運営会議の参加者とし、その他必要に応じ参加します。

② 委員会の開催

原則として月 1 回開催します。

③ 責務及び役割分担

- ・ 虐待防止に関する責任者：施設長
- ・ 委員会の開催、進行等の担当者：生活支援室主任
- ・ 虐待防止のための対応担当者：入居・居住系は委員会の構成メンバー
訪問・通所系は各事業所管理者又は苦情受付担当者

④ 委員会の主な役割

- ・ 施設や事業所内の日常的ケアを見直し、利用者の人権や人格の尊重されたケアが行われているか検討します。
- ・ 虐待防止を図るための委員会その他施設や事業所内の組織に関することについて検討します。
- ・ 虐待の防止のための指針等の整備に関することについて検討します。
- ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関することを検討し企画運営します。
- ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制を整えます。
- ・ 職員が虐待等を把握した場合の通報等が迅速かつ適切に行われるための方法等について検討し整えます。
- ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策について検討し、対策を講じます。
- ・ 虐待等の再発の防止策を講じた後に、その効果について評価します。

⑤ 職員への周知

委員会で検討した内容等は、各委員からの伝達や議事録の回覧及び各事業所・部署の会議などを通じて職員一人ひとりに周知し、施設や事業所全体で情報共有を図ります。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、虐待の徹底を図るため、虐待の防止のための職員研修を以下の通り実施します。

① 新入職員研修にて、虐待防止に関する研修を実施します。 年 1 回

② 虐待防止のための指針等の周知を図ります。 対象：全職員 年 1 回以上

- ③ 外部研修への参加及び伝達研修を実施します。年1回以上
- ④ 法人理念や人権、人格を尊重した支援、権利擁護等に関する研修、認知症ケアに関する研修を実施します。年1回以上
- ⑤ その他、委員会において必要な研修の企画運営等を行います。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待対応の目的

虐待発生は組織の問題であり、伊豆高原十字の園全体で取り組みます。虐待対応の目的は、虐待等が発生しないよう未然防止に努めるとともに、虐待等が発生した場合は、利用者の権利と生命の保護を第一優先にし、その要因を除去します。また、客観的な事実確認の結果、虐待の発生が認められた場合は、速やかに市に報告し、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。さらに、虐待の要因の一つになっている職場環境や業務運営、サービス提供のあり方等を改善し、虐待の再発を防止するとともに、利用者の権利を守り安心して生活や利用ができる環境を整備します。

(2) 利用者への支援の視点

① 利用者の安全確保、権利利益を守る迅速な対応

虐待対応においては、何よりも虐待を受けている利用者の安全を図り、利用者に対する権利利益の侵害を最小限に食い止めることが重要です。施設・事業所内で発見した際は、事実確認、緊急性の判断、高齢者への必要な支援実施まで迅速な対応を行うと同時に、市に報告・通報します。

② 利用者の意思の尊重と自己決定の支援

虐待対応にあたっては、利用者の意思を最大限尊重します。虐待対応の全過程で、利用者の意思と希望の確認を第一に行います。また、利用者は、虐待を受けることにより、安全・安心な生活が脅かされ、恐怖と不安に追い込まれ、生きる力を奪われ、パワレス状態（無気力状態）に陥り、自ら訴えたり助けを求めたりすることすらできない状態となることもあります。このような心理状況を理解し、利用者本人が本来持っている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援します。

③ 本人保護と支援

虐待対応では、利用者自身がその後の対応（報復）を恐れて虐待を受けていることを認めなかったり支援を希望しない場合や、認知症などのために虐待を受けていることを理解できない場合もあります。利用者の意思は最も尊重されるべきですが、客観的に、利用者の生命や身体が危険な状況におかれたり、権利・利益が侵害されるおそれ等がある場合は、利用者の安全・安心が確保されるよう適切な措置を講じます。

(3) 虐待対応の視点

① 利用者本人の虐待されているという、「自覚」は、問わない。

② 職員の「虐待している」という、「自覚」は、問わない

③ 起こっている事実に着目する。

- ・判断は、組織で行う（虐待の有無、緊急性）事を心がける。
- ・本人の意思の尊重と強い介入を大切にします。

④ 本人の意思を超えて、「安全の確保」を優先させ、強い介入を行う時もある。

・本人が拒否をしても、命に係わる状況下にある場合、説得して保護する場合。契約に基づいた支援ではなく、法律に基づいた対応、介入である。

⑤ 本人への支援の視点を忘れない。

・自己決定への支援

・本人保護の優先と危機介入

・安全、安心、自立支援を目指し終結へ導く。発見、相談、通報等の時点から、対応、終結、その後の日常的な支援に至る過程において、地域における自立した生活を目指すという一貫した姿勢は、変わらない。

⑥ 2次加害者に私達はなる可能性があることを意識する。

・自分自身は大丈夫だろうか？自分自身が行っている支援は大丈夫だろうか？と自問する事に気を向ける。また周囲（同僚、先輩、後輩、上司・・・）の行っている支援は大丈夫だろうかという問いも大切である。お互いに声をかけられる関係、環境をつくっていく必要がある。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

① 虐待の早期発見・対応

職員は日々の利用者の生活を見守り、上記の虐待の種類に明らかに該当する虐待だけでなく、利用者の尊厳を損なうような態度や言動（不適切なケア）を早期に発見するよう努め、不適切ケアと思われる場合は、一人の職員や一部の職員の判断で安易に留め、密室化したりせず、職員同士お互いに注意し合うとともに、上司等に相談報告して早期に改善していきます。また、虐待の兆候が現れた場合は、上司等へ報告するとともに、速やかに状況把握を行い、その状況について分析し、虐待の有無を検証します。

さらに、虐待を含め不適切ケアについて、組織的、継続的に改善するため、別紙「不適切ケア連絡報告・検討用紙」にて組織的に検討し、職員間で共有するなどして再発防止を図ります。

② 虐待の相談、報告者の保護

職員による報告等は、虐待等の早期対応を図るとともに、改善や今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意します。また、外部等への相談や通報等は、「社会福祉法人十字の園 公益通報者保護に関する規程」に基づきます。

③ 相談・通報窓口の設置

虐待を含め不適切ケアについて、相談報告窓口を以下の通り定めます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○各事業所、部署のリーダー又主任○各課長又は施設長○法人本部（電話；053-414-1400 担当；法人本部長） |
|--|

また、直接上司等へ相談報告しにくい場合は、別紙「不適切ケア改善検討用紙」にて、施設内に設置してある「ふれあいの箱」に投函し、改善を求めることができます。

④ 市への通報

職員は、利用者の虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに施設長に報告し、施設長はこれを市に通報します。但し、事態の深刻さなどによっては、職員は直接市に通報することができます。なお、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いはい行いません。

伊東市高齢者福祉課 〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1563

- ・施設や事業所から市へ通報等を行う場合は、まず電話により第1報を行うこととし、その後、必要に応じて伊東市事故報告様式などを準用し報告書を提出します。
- ・報告書を作成するときは、施設長（管理者）名で報告します。
- ・経過等については、時系列で分かるように記載します

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、関係機関の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

利用者への虐待等不適切ケアを防止するために、利用者及び家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をします。職員は「伊豆高原十字の園苦情解決マニュアル」に基づき対応します。

※伊豆高原十字の園苦情解決マニュアル参照

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ① 本指針は施設内に設置し、利用者及び家族等が閲覧できるようにします。
- ② 利用者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求めることができます

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

施設や事業所内における虐待の背景の要因として以下の5つの項目があげられます。これらの要因は、相互に関係している場合が多く、これらの要因が必ずしも直接的に虐待を生み出すわけではないが、放置されると虐待の温床となったり、いくつかの要因が作用することで虐待の発生が助長されたりすることがあります。そのため、以下の5つの項目について虐待や不適切ケアの防止を図るため総合的に取り組みます。

- 組織運営の健全化 ○チームアプローチの充実 ○ケアの質の向上
- 倫理観とコンプライアンスを高める ○負担やストレスと組織風土の改善

附則 2021年11月1日 制定
 2022年7月1日 改訂
 2024年6月12日 改訂